

財務省告示第二百四十三号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成十八年五月十五日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十八年六月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記 号	発行の根拠 法律及びそ の条項	振替法の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金 額	振替単位	発行日
利付国庫債券（二年）（第二百四 十四回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七条第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金積 立基金管理運用独立行政法人に寄 託された資金による引受け	額面金額で八百四十二億円	八百四十二億百六十八万四千円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十八年五月十五日

十 十 十
二 一 一
発
行
価
格

額面金額百円につき百円二厘
年〇・七パーセント
平成十八年十一月十五日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十四号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.7 \times 1}{100 \times 2}$$

十 十 十 十
七 六 五 四
後 第
の 二
利 期
子 以

毎 年 五 月 十 五 日 及 び 十 一 月 十 五
日 を 支 払 期 と し、各 支 払 期 に お
い て、その 日 以 前 六 月 間 に 属 す
る 利 子 を 支 払 う。
平 成 二 十 年 五 月 十 五 日
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円
日 本 銀 行
平 成 十 八 年 五 月 十 五 日